# 特定小型原動機付自転車議習響料





# 原動機付欠 転車

# 免許 必要

免許不要

原動機付自転車 法定速度30km/h

#### 特定小型

原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御

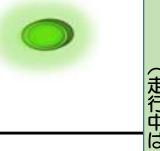
#### 特例特定小型

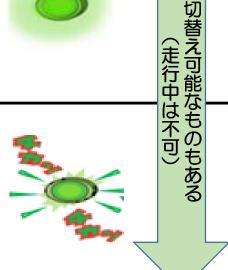
小型原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御

# 最高速度表示灯

緑色点灯

緑色点滅

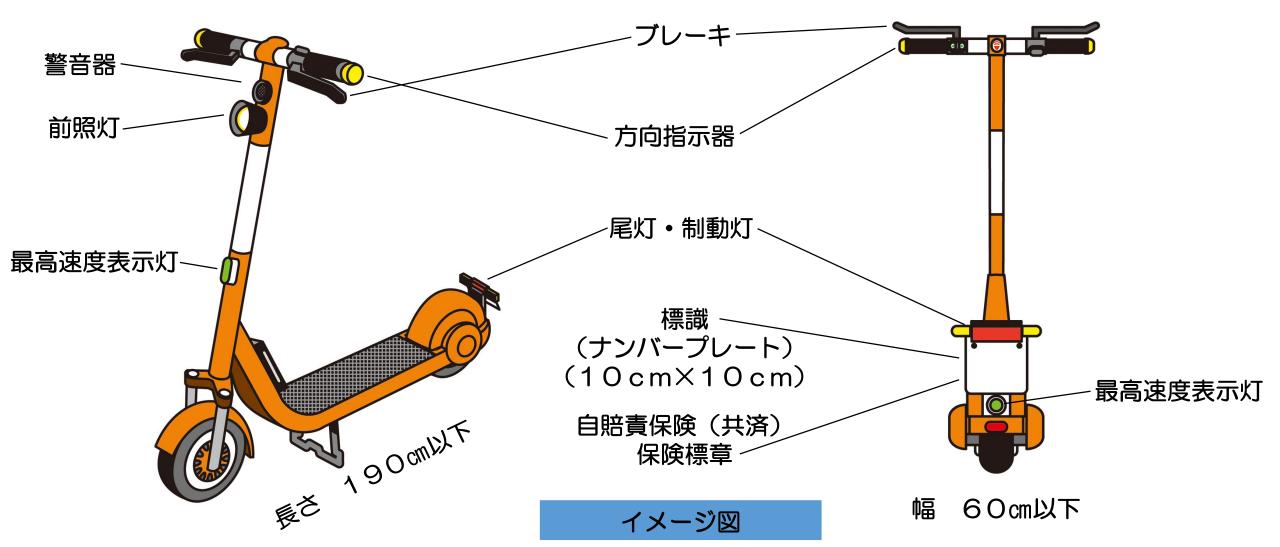




6歳未満は、運転禁止!!

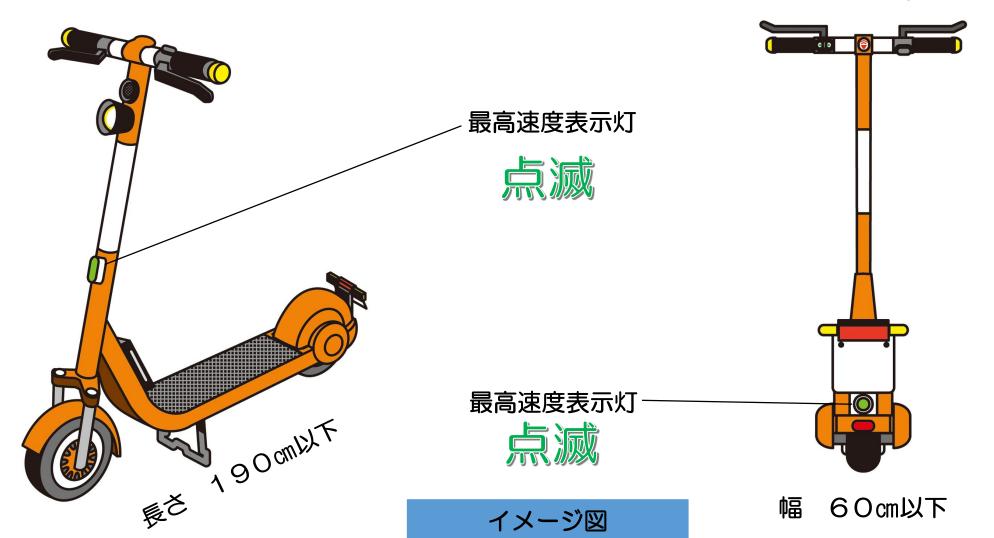
# 特定小型原動機付自転車

# 最高速度 20km/h以下

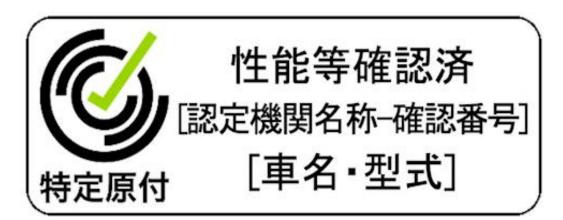


# 特例特定小型原動機付自転車

# 最高速度 6km/h以下

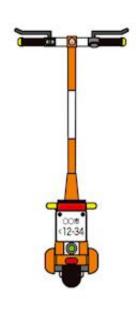


# 『性能等確認済』シール









# 標識 (ナンバープレート) はどんなもの?

10cm 保険標章 10cm 貼付位置

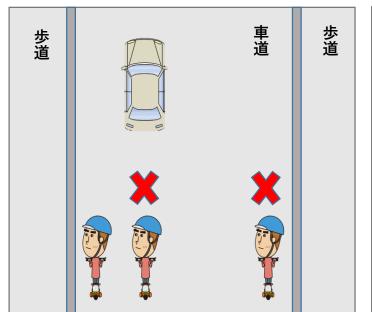
車体の幅に収まるような、 従来より小型なものが、 市町村から交付されます。

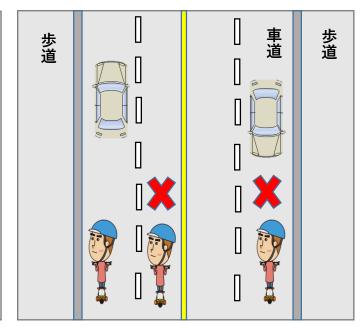
従来のナンバープレートを交付されていても、小型のナンバープレートの交付を受けることができます。

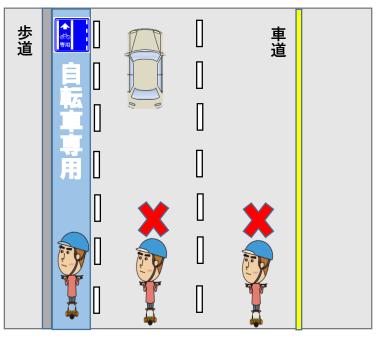
## • 通行する場所

フ 車道通行の原則 車道と歩道または、路側 帯の区別があるところでは、 車道を通行しなければいけ ません。

道路では、原則として、 左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。



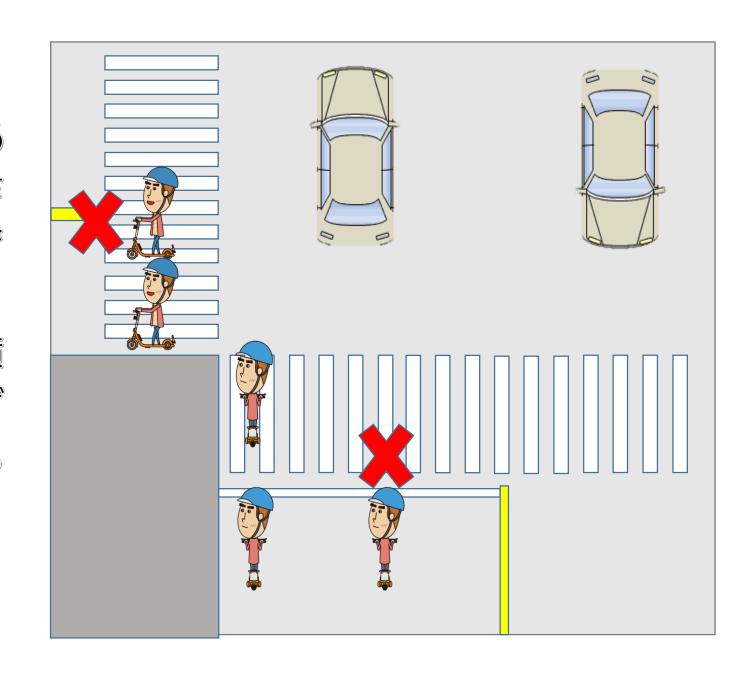




#### • 左折または右折の方法

# ○ 左折の方法

後方の安全を確かめ、あ らかじめウインカーを操作 して左折の合図を行い、で きるだけ道路の左端の沿っ て十分に速度を落とし、横 断中の歩行者の通行を妨げ ないように注意して曲がら なければなりません。

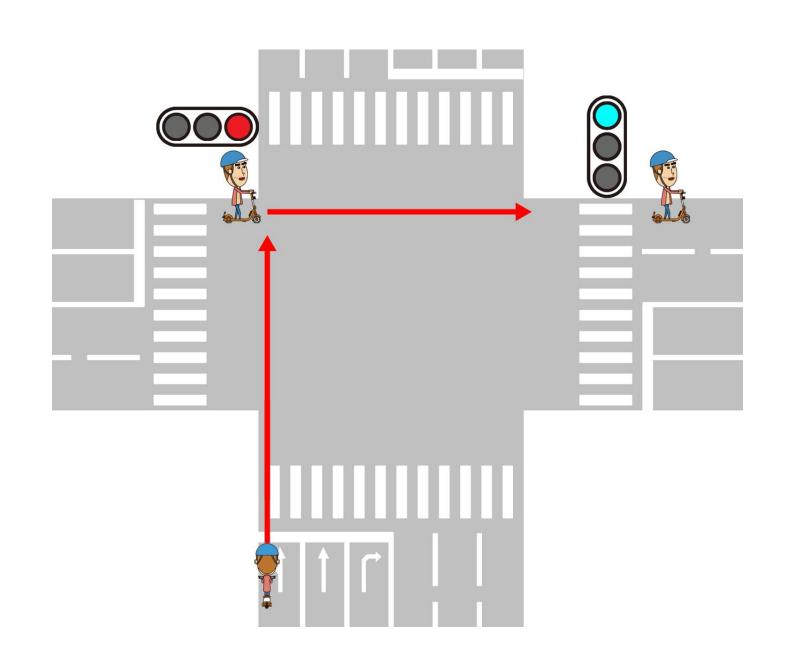


#### 〇 右折の方法

どのような交差点でも、 いわゆる「二段階右折」を しなければいけません。

#### ※ 二段階右折?

青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で 止まって右に向きを変え、 前方の信号が青になってから進むこと。



## 〇 一時停止すべき場所

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前(停止線がない場合は、交差点の直前)で一時停止しなければいけません。





## 〇 歩行者の優先

歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、 横断歩道の手前(停止線があるときは、停止線の手前)で一時 停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

# 信号機の信号に従いましょう! 原則として、車両用の信号機に従わなければなりません。



#### 通行の禁止



「通行止め」



「車両通行止め」



「車両進入禁止」



「特定小型原動機付 自転車・自転車通 行止め」



「指定方向外進行禁止」



「一方通行」



「特定小型原動機付自転車・ 自転車一方通行」

○ 飲酒運転の禁止

お酒を飲んだ時は、絶対に運転してはいけません

○ 傘さし運転の禁止
傘さし運転はしてはいけません

〇 スマートフォンの使用禁止

スマートフォンなどを通話のために 使用したり、その画面に表示された画像 を注視したりしながら運転してはいけません







# O 乗車用ヘルメットの着用

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重

要です!

乗車用ヘルメットを着用しましょう!

